第一条の六　法第九条の二第四項の規定による保険標章の再交付を受けようとする者は、保険会社に対して、自動車損害賠償責任保険証明書を提示しなければならない。ただし、保険会社が、当該自動車損害賠償責任保険証明書の確認以外の方法により、当該者が締結した責任保険の契約の内容を適切に確認することができると認めるときは、この限りでない。

２　法第九条の二第四項の国土交通省令で定める場合は、次のとおりとする。

一　滅失又は損傷により保険標章を貼り付けた前面ガラスを使用することができなくなつた場合

二　滅失、損傷又は識別困難により保険標章を貼り付けた車両番号標又は標識を表示することができなくなつた場合

三　（略）

第一号様式（第一条関係）

証明書番号　第　　号　　年　　月　　日

自動車損害賠償責任保険証明書

下記の自動車については、自動車損害賠償保障法による自動車損害賠償責任保険契約が締結されていることを証明します。

保険会社名

（略）			
異動事項		指定金融機関名	
		保険料収納年月日	
管轄店名及び所在地		扱者	

（日本産業規格Ａ列５番）

備考

⑴　（略）

⑵　「自動車の種別」は、国土交通大臣の定めるところによる。

⑶・⑷　（略）

第一条の六　法第九条の二第四項の規定による保険標章の再交付を受けようとする者は、保険会社に対して、自動車損害賠償責任保険証明書を提示しなければならない。

２　法第九条の二第四項の国土交通省令で定める場合は、次のとおりとする。

一　滅失又は損傷により保険標章をはりつけた前面ガラスを使用することができなくなつた場合

二　滅失、損傷又は識別困難により保険標章をはりつけた車両番号標又は標識を表示することができなくなつた場合

三　（略）

第一号様式（第一条関係）

証明書番号　第　　号　　年　　月　　日

自動車損害賠償責任保険証明書

下記の自動車については、自動車損害賠償保障法による自動車損害賠償責任保険契約が締結されていることを証明します。

保険会社名　　印

（略）			
異動事項		指定金融機関名	
		保険料収納済印	
管轄店名及び所在地		扱者印	

（日本産業規格Ａ列５番）

備考

⑴　（略）

⑵　「自動車の種別」欄には、別表表㈠の区分による車種（原動機付自転車にあつては、その旨）を記載すること。

⑶・⑷　（略）